

川崎市立渡田小学校いじめ防止基本方針

地域とともに歩む渡田小学校 令和8(2026)年度の学校教育

かわさき教育プラン

めざすもの
 「一人ひとりが輝き、共に未来をつくる」
 みんなと共有したい価値観
 「一步、踏み出す」「自分の幸せ みんなの豊かさ」
 「多様性を可能性へ」

学習指導要領「資質・能力の三つの柱」

- 知識及び技能の習得
- 思考力、判断力、表現力等の育成
- 学びに向かう力、人間性等の涵養

- ◆学校教育目標
- 目標に向かい、自分で考え進んで行動する子《やる気いっぱい》
 - 思いやりのある豊かな心で接することができる子《笑顔いっぱい》
 - 自分を振り返り、明るく健康な生活をおくれる子《元気いっぱい》

◆子どもの合言葉
 「渡っ子は、やる気、笑顔、元気！」

中期学校経営目標

分かる授業 個に応じた学習指導の充実 ○学ぶことの楽しさや意義を実感させ、児童の資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善 ○教科等横断的な視点に立った教育課程の編成 ○教員の協力指導体制の充実及び指導力向上	人権尊重教育を基盤とした教育活動の推進 ○個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実 ○教員と児童の信頼関係を基盤とし、児童の心に寄り添った指導の充実 ○一人一人の教育的ニーズに応じた支援教育の推進	家庭や地域との連携・協力により明るく健康な生活を目指す ○児童の健康、安全の推進 ○保護者、地域、近隣校等との連携、協力 ○保護者、地域と連携した児童の安心・安全のための取組の推進 ○開かれた学校づくり
--	--	---

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

教育活動ガイドラインに基づく児童の命を守る取組の徹底と健やかな学びの実現

○児童が、学ぶことを楽しいと感じることができる授業づくり ○児童の学習意欲を高める環境づくり ○地域の教育力や学習環境を積極的に活用した学習活動の推進	○学校が、児童が安心して過ごすことができる場所になるための取組の推進 ○児童を複数の目で見守り、チームとして支援する体制の構築 ○個に応じた取り出し指導や入り込み指導の充実	○児童の心身の健康を保持するための取組の推進 ○PTA、町内会、地域教育会議、地域の寺子屋等との連携の充実 ○役所、保護者、地域と連携した学校の防災力の向上と実践的な避難訓練の実施
---	--	--

重点に係る具体的な取組

○教員が教材研究を丁寧に行い、児童が楽しい、やってみたく感じて自ら動き出すような授業づくりに努める。 ○教員の学びの量と質が児童の学習意欲を高めるといふ自覚を持ち、教員自身が常に学ぼうとする姿勢を持つ。 ○学校司書や読み聞かせボランティア、保護者と連携・協力して読書の楽しさを児童に味わせるとともに、図書室の分室の整備など、本に親しめる環境づくりを積極的に行う。 ○GIGA端末を活用して、既習を確認したり、他者とつながったりすることで、学びを深める授業づくりを目指す。 ○業務改善によって生み出された時間を児童と関わったり、授業づくりに活用したりする。	○多様性を尊重し、自他を大切にする心を育む活動を通して、だれもが安心して過ごせる学校づくりに積極的に取り組む。 ○効果測定・SOSの出し方、受けとめ方・意識調査等の計画的な実施、一人一人との対話、教育相談の充実等により児童理解を一層深め、教員と児童、児童と児童の間の信頼関係を育む。 ○個別の指導計画を作成するとともに、支援教育COを核として情報を共有することにより、学校全体で切れ目のない適切な支援を進める。	○体を動かすことの楽しさ、心地よさを味わうことができる活動を日常的に実施し、体力向上につなげるとともに、養護教諭や学校栄養職員と連携して、保健指導、食育を実施する。 ○教職員・児童が様々な災害による最新の被害想定について学ぶ機会を作り、自分の命を自分で守る意識を高める。 ○学校HPの充実や配信メールの効果的な活用を通して、開かれた学校づくりに努める。 ○学校HPの充実や配信メールの効果的な活用した情報発信を通して、開かれた学校づくりに努める。 ○学校評価を学校教育目標と連動させることにより、より効果的に成果と課題を把握し、次年度の計画立案に生かす。
---	---	---

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

1 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

2 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

3 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にするすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

4 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

1 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

2 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児

児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

3 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議(以下「ケース会議」という)を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】(校務分掌に位置付ける)

校長、教頭、教務、支援教育コーディネーター、
各学年主任、養護教諭、道徳主任、該当児童所属学年
スクールカウンセラー(要請による派遣)、スクールソーシャルワーカー(要請による派遣)

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証……………校長
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成……………教務、支援教育コーディネーター
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営……………教務、支援教育コーディネーター
- ・いじめ問題に関する資料の管理……………支援教育コーディネーター
- ・道徳教育との連携……………道徳主任、教務
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し……………校長、教頭

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成……………支援教育コーディネーター、学年主任
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営……………支援教育コーディネーター
- ・スクールカウンセラーとの連携……………教務、支援教育コーディネーター

【児童・保護者・地域との連携】

- ・運営委員会・代表委員会との連携・・・・・・・・・・教務(児童会部会担当)
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・教頭、教務
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・校長、教務

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・校長、教頭、支援教育コーディネーター
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・校長、教頭、支援教育コーディネーター

7 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容(校内いじめ防止対策会議、児童指導・児童支援部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・ふれあい活動の実施(通年) ・個別指導計画(前期)の作成 ・効果測定(第1回)の実施と分析
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止、人権ポスター制作ならびに校内掲示 ・教育相談(保護者)の実施 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について <p>【児童指導点検強化月間】の取組 (代表委員会を通して、学校全体のスローガンづくりと掲示活動)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談(三者面談)の実施 ・夏休み期間中の対応確認 ・携帯・スマートフォン教室実施(6年) ・効果測定(第2回)の実施と分析
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 ・効果測定に関する研修会
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認 ・個別指導計画(前期)の評価
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約について ・個別指導計画(後期)の作成
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・川崎市子ども権利週間の実施 ・学校生活アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談(保護者)の実施 ・効果測定(第3回)の実施 ・SNS教室実施(3、4年) ・いじめ防止標語コンテスト取組
1	<ul style="list-style-type: none"> ・効果測定の分析

	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校教育アンケート(児童・保護者)の実施に向けた内容検討・実施
2	【学校体制振り返り月間】の取組 (児童指導・児童支援部会や職員会議等でのいじめ防止対策についての年間反省) <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校教育アンケートの集約・分析→学校評価への反映 ・個別指導計画(後期)の評価
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・代表委員会によるあいさつ運動の実施
- ・学年に応じたよりよい学校づくりへの取組

[交流活動の活性化]

- ・2学年によるふれあい活動の実施
- ・委員会活動（環境整備、レクリエーション集会）
- ・連携活動（自然教室や生活単元学習の交流）
- ・いじめ防止に向けての施設開放団体との情報交換
- ・いじめ防止に向けての寺子屋事業との連携
- ・地域行事への参加による地域との交流

[啓発活動]

- ・代表委員会によるあいさつ運動の啓発への取組
- ・いじめ防止標語コンテスト取組

保護者の取組(PTA活動)

- ・パトロール・見守り活動など

地域住民の取組

- ・盆踊りなどの巡回パトロール
- ・学校菜園ボランティアや図書読み聞かせ・図書整理ボランティアなどとの交流